

消費者法ニュース117号に掲載する「兵庫県第2次監査請求」の記事です。

兵庫県第2次監査請求一

兵庫県の法律違反の殺処分薬品代金の損害賠償

(譲渡行為をしない。譲渡適性のある犬の殺処分)

THEペット法塾代表 弁護士(大阪) 植田勝博

兵庫県は、平成28年の約半年間で約2000匹の犬猫の引取の内、即日に約6割1200匹を殺処分し、数日間でさらに20%の殺処分をした(第一次監査請求)。

動物愛護管理法35条4項で、行政は引取犬猫について、まず所有者探しをし、所有者の出て来ない動物は里親募集(譲渡先を募集義務)をせず、殆どをヤミで殺害している。平成平成24年(2012年)法改正で、生かす行政の改正法により、殺処分ゼロを達成した行政は少なくないが、兵庫県は動愛法、遺失物法に違反して、殺処分が継続をしている。

なお、背景には、兵庫県警の、動物保護義務(所有者が無い犬猫などの遺棄、虐待、みだりな殺傷を犯罪として取り締まり、動物を守るのは警察の責務である)の規定に違反して、警察は、犬猫は、遺失物法で公示したもの、あるいは公示をせずに動物愛護センターに「技術協力」の名前で殺処分依頼をし、また犬猫以外の動物は同センターに「技術協力」の名前で殺処分依頼をして、これを受けた同センターは、警察からの殺処分業務の依頼として、また、センターは犬猫以外の動物は動愛法35条により引取義務はないとして、基本的に全て殺害してきた。センターでは、警察からの殺処分依頼の業務であって、センターの業務ではないとして、センターの殺処分数に1部を加算しない、即ち、ヤミの中の殺処分の扱いがされている。兵庫県警と同センターとの間で動物殺処分の協力関係の中で違法な殺処分がなされている実体が徐々に明らかになりつつある。THEペット法塾の、兵庫県知事に対する即日殺処分の告発は、兵庫県警は受理を拒否して返送をしてきた。皮肉にも、こ

れが全国発の「アニマルポリス」を設置した兵庫県警の実体である。

1 監査請求を求めた犬の殺処分は、犬はビーグル系雑種、成犬、雄、犬の保護平成29年（2017年）8月21日14時、殺処分をした日平成29年9月8日ガス処分である。

兵庫県動物愛護センターは本所（尼崎）と4つの支所よりなっている。2017年8月下旬に犬2頭がネットで「所有者探し」の広告がされていた。1頭は譲渡適性がないとして、本所で「貰い手がなければ殺処分」と言われていた。もう1頭の本件犬は「譲渡適性があり、本件犬は譲渡する」と説明をした。U氏は、殺処分予定の犬を貰い手がないとのことで譲渡を受けた。なお、この譲渡は遺失物法の公示を得ておらず、所有者がいたときは、所有権を失っておらず、兵庫県では、飼主がいると推認される犬猫も、殺すか譲渡をしている。まさに、兵庫県の行為は、所有者のあるいは犬を殺す器物損壊罪、所有者のある犬を譲渡する占有離脱物横領罪、遺棄罪の証拠隠滅罪の、違法、無法な譲渡行為がされている。

これらの犬は、「所有者探し」にネット公示がされていたが、「譲渡募集」のネット公示はされなかった。兵庫県は上記の「譲渡募集」は法律に違反して殆どせず、基本的には譲渡募集はしていない。

U氏は、本件犬は、当然譲渡されたと疑っていなかったところ、2018年2月になって、センターへの開示請求による書類により、本件犬が、平成29年9月8日に、兵庫県加東市の犬猫殺処分場に送致されてガス処理（炭酸ガス、窒息死処分）され殺害されていることが明らかとなった。U氏としては本件犬も殺処分されるならば譲渡を受けていた。

審査書類によると、本件犬は、人に対して、攻撃性なし、恐怖性なし、センター環境の恐怖性なしであり、健康状態・異常なしであった。「譲渡適性、性格審査3次まで全て合格していた。」。センターによると「フィラリア抗原検査結果強陽性、マイクロフィラリア陰性」のために殺害した。しかし、フィラリア感染は、U氏が引取をした犬も「中の強」との説明で陽性であったが、引取後、診察をした獣医師は、

「フィラリア抗原検査結果陽性、ミクロフィラリア陰性」について、「画像検査により、寄生虫が心臓や肺に見つからなかったので特別な治療の必要はない。」「通常のフィラリアの予防で足りる」との所見であり、治療の必要はなかった。犬の生活上、病気治療の必要性は認めないものであった。U氏が引取をした犬は言葉を良く理解する頭の良い犬で愛犬として飼養されている。この犬を、センターでは適正な検査、治療はせず殺害をする予定であった。センターからは適切な説明や資料の提供はなく、あったのは「中の強のフィラリア」「譲渡適性なし」の虚偽的説明であった。フィラリアは、人への感染証ではない。フィラリアは、寄生虫で心臓を詰まらす病気である。一般的には治療によって完治、あるいは発症をしなければ通常の生活ができる病気である。

センターは、「本件犬は、その後、里親希望者からの電話もかからなかったため殺処分した。残念だった」と説明をしたが、譲渡募集をしないで「里親希望者がなかった」との説明は、法律に違反して生かす努力を一切せず、虚偽の説明である。

2 兵庫県の即日殺処分、譲渡適性がない殺処分の実体

動物のみだりな殺傷罪は2年以下の懲役である。しかし、兵庫県は、所有者不明で引取ないし捕獲をした犬猫について、下記審査基準にあるときは、即日殺処分あるいは譲渡不適性動物として殺処分をしている。所有者不明の犬猫の、6割を即日に殺処分、2割を数日以内に殺処分するについては、年齢、譲渡適性などを含めて根拠はなく審査がされているとは認められない。譲渡募集は基本的にはせずに、即日、数日以内に、ヤミの中で殺処分する口実の「審査」である。

- ① 「吠える」犬は、譲渡適正を欠く。
- ② ある程度の大きさを越える犬（20kg以下でも譲渡適正を欠く、とされる一概要15kg以上）は、譲渡適正を欠く。
- ③ 年齢は、8歳以上は譲渡適正を欠く。
- ④ 審査は3次までの審査をする。

「兵庫県の譲渡適性」とは「誰もが飼える犬猫」とするが、生き物の犬猫において

は、理想の人間と同様に、理想か人形でしかありえない。殺すための口実である。

譲渡適性とは「誰かが飼える可能性をもった犬猫」である。基本的には全ての犬猫がこれにあたる。

3 兵庫県動物殺処分行政の虚偽、不法性

井戸知事は、2017年知事選（行政の現場を知る現職知事）において、「可能な限り里親探しをしている。攻撃性があるなどの場合は即日殺処分をする」との回答をしているが、現場では「私達獣医師が専門家として審査をしている」との回答が一般的にされている。知事の「可能な限り里親探し」も、現場の「獣医師が専門家として審査をする」との回答も、上記の事実から、上から現場まで全く虚偽である。

THEペット法塾は、2018年8月31日に第二次監査請求をした。譲渡適性のあったビーグル犬の殺処分費用は違法、不当な出金でその損害賠償を求めた。

ビーグル犬の殺処分は、遺失物法に違反して人の財産・所有権を侵害し、器物損壊罪、占有離脱物横領罪。遺棄された疑いがあり警察への通報をせず証拠の犬を殺処分する証拠隠滅罪。「譲渡募集」を一切せず譲渡適性ある犬をヤミで殺処分する動愛法35条違反、みだりな殺傷罪。即ち、違法、不法の宝庫の事件である。兵庫県は、条例、環境省告示によって負傷動物と譲渡適性を欠く犬猫は譲渡に回さず殺すことができるとしているが、条例、環境省告示は、法律に違反し、犯罪にあたる行為を合法化する機能や効果はない。兵庫県の本件行為は刑法35条の正当行為に当たらず、上記の犯罪、就中、動愛法44条のみだりな殺傷罪を免れないと言うべきである。

兵庫県の異常な殺処分において、譲渡適性のある犬猫も日常的に殺処分をしている中で、本件犬の殺害、譲渡適性のないU氏が譲渡を受けた犬は、密室の氷山の一角の事件である。